

中国の輸入規制の概要 (2023年8月24日以降)

中国政府は、福島第一原発事故に伴い、新潟県産精米を除く10都県のすべての食品・飼料等について輸入を停止するとともに、37道府県のすべての食品・飼料等について日本の政府機関が発行する証明書の添付を求めています。

中国政府は、ALPS処理水の海洋放出に伴い、2023年8月24日以降、産地が日本である水産物（食用水産動物を含む）の輸入を全面的に暫定的に停止しています。

(規制対象・内容)

地域		品目	規制内容
10都県	福島, 宮城, 茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 東京, 長野	全ての食品, 飼料	<u>輸入停止</u>
	新潟	米	<産地証明書> 上記9都県以外で生産されたことの証明
		米を除く食品, 飼料	<u>輸入停止</u>
10都県以外	野菜及びその製品, 乳及び乳製品, 茶葉及びその製品, 果実及びその製品, 薬用植物産品		<u>放射性物質検査証明書について、中国はストロンチウム90等の分析報告が必要と考えており、合意に至っていないため、実質輸入停止</u> <放射性物質検査証明書> 中国の放射性物質基準に適合することの証明 <産地証明書> 10都県以外で生産されたことの証明
		水産物	<u>輸入停止</u> ※ALPS処理水の海洋放出に伴う規制
	その他の食品・飼料	<産地証明書> 10都県以外で生産されたことの証明	

※産地証明書の必要な品目は、主にHSコード分類表の第1類から第24類に分類される品目です。また、放射性物質検査証明書の必要な品目は、別紙にある分類コードに掲載されている品目です。